

**「子ども・子育て支援法案修正案」「関係法律整備法案修正案」「認定こども園法改正案」
(修正3法案)に対する私たちの見解**

全国保育問題研究協議会常任委員会

政府は3月30日の閣議で消費税増税法案とともに、「新システム関連3法案」(①子ども・子育て支援法案、②総合こども園法案、③子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)を閣議決定し、国会に上程しました。その後6月19日に民主党・自民党・公明党の3党の間で社会保障と税の一体改革関連法案に関する合意文書が締結されています。合意の結果、総合こども園法案は破棄され、代わりに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)」を改正することになりました。この改正法案と、子ども子育て支援法案と関係法律整備法案の各修正案(合わせて「修正3法案」とする)が6月26日の衆議院本会議で可決されました。以下、「修正3法案」に対する私たちの見解を述べます。

1. 市町村の保育実施義務の履行は保育所入所が原則

新システム関連3法案は、児童福祉法第24条の市町村の保育実施義務を廃止し「保育を確保する措置を講じる」義務に留めようとしていました。

関係法律整備法案修正案(児童福祉法改正案)では、市町村の保育実施義務が復活しました。ところが次項で、認定こども園や家庭的保育事業等必要な「保育を確保する措置を講じる」義務が残されたままになっています。

つまり、国民の公的保育制度を求める世論によって市町村の保育実施義務は盛り込まれましたが、同時に新システム法案の内容も引き継がれることとなります。例えば、待機児童が出た場合に、市町村は保育所を増やすのではなく、認定こども園や家庭的保育事業等を確保し、その申し込みを勧奨することでその義務を果たしたことになってしまいます。

市町村の保育実施義務は、保育を行う場所を確保することも必要ですが、それ以上に、保護者の自己責任に委ねることなく、保育を必要とする乳幼児を確実に保育所に入所させて保育することにあります。

2. 「幼保一体化」はさらに時間をかけて議論すべき

新システム関連3法案は、保育所、幼稚園、認定こども園の現行制度を廃止し、保育所と認定こども園のすべてと幼稚園の一部をすべて「指定こども園」にするものでした。指定こども園には総合こども園をはじめ、少なくとも4種類の施設形態を生み出すものでした。「幼保一体化」といって、現行よりも複雑化させる総合こども園法案を三党協議で破棄しました。

しかし、認定こども園法改正案をみると、総合こども園法案の規定がほとんど活用されています。また、認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園を区別して制度を複雑にし、わかりにくいものになっています。指定地域型保育事業者の参入も「特定地域型保

育事業者」と名前を変えて残っています。

「幼保一体化」ないし「幼保一元化」については、戦前・戦後にかけて数回にわたって議論されてきたことです。保育理論や歴史、認定こども園における保育実態をふまえて、「質の高い一元化」について政府が構想することと同時に国民的議論が行われるべきです。

3. 企業参入は規制すべき

新システム関連3法案は、営利法人が総合こども園を含む指定こども園を設置運営することができ、しかも株主配当を可能にしたものでした。

認定こども園法改正案では、幼保連携型認定こども園のみ、設置主体を国・地方公共団体・学校法人・社会福祉法人に限定し、営利法人を含むその他の法人を排除しています。

ところが、総合こども園法案に規定されていた「公私連携型総合こども園」に関する条項は、関係法律整備法案修正案（児童福祉法改正案）で「公私連携保育法人」「公私連携型保育所」として活かされています。営利法人も認められる公私連携保育法人に対して、市町村長は設備を無償または時価よりも低い対価で貸付・譲渡することができるようになっています。これまで以上に保育に対する企業参入が促進するのは必至です。営利法人による保育は、職員の人件費を削減して利益を生み出し、保育の質を低下しかねないため、その参入を規制すべきです。

4. 修正3法案を破棄し現行の公的保育制度の拡充を

修正3法案は新システム関連3法案と同様に、保護者が市町村の要保育度認定を受けて、直接、指定こども園や指定地域型保育事業所と契約を結ぶ方式（直接契約方式）がとられています。この方式に合わせて施設運営費も、施設に補助するのではなく、保護者に支給する方式（直接補助方式）がとられています。つまり、施設入所は保護者の自己責任となり、施設は保護者との契約数や内容によって運営費に格差ができる構造です。

要保育度認定とともに問題なのは保育料負担以外の負担を原則自由にしている点です。保護者の労働時間や負担能力（所得）によって保育に格差を持ち込むこととなります。このような仕組みは、介護保険にみるように財政抑制と保育抑制につながりかねません。

総合こども園の代わりに法改正しようとしている認定こども園は、すでに直接契約方式をとっており、保育料の設定も施設が決めることになっており、もし保育料を滞納した場合には退所させられる仕組みになっています。

直接契約・直接補助方式を採用して保育に自己責任と格差を持ち込む新システムの問題点は、修正されず依然として残されたままです。修正3法案は、認定こども園の仕組みを活用しながら新システムを実施するものと言っても過言ではありません。また、修正3法案の内容も問題ですが、三党協議によって短時間のうちに修正された手続きについても問題だと言わざるをえません。

これまでの保育制度は、他の先進国に比してその水準が低いとはいえ、市町村の保育実施義務のもとで、全国から豊かな保育実践を積み上げる土台となってきました。私たち保問研が積み上げてきた保育実践や保育研究を今後さらに発展させるためには、修正3法案ではなく、市町村の保育実施義務を規定する現行の公的保育制度をその土台にすべきです。さらに、他の OECD 諸国

並みに保育所の施設及び設備に関する基準を抜本的に改善し、乳幼児が質の高い保育を権利として保障することがわが国に求められます。